

1620年代イギリス議会の「財布の支配」 …苦情の救済と供与の承認の一体性…

酒 井 重 喜

要 約

1620年代のイギリスでは、二大旧教国（スペインとフランス）との戦争の資金獲得のために議会在が5回開かれた。これらの議会は、戦費提供に決して消極的ではなかったが、一方で、「供与の承認」と「苦情の救済」は一体であり、後者は前者に先行するという伝統的原則を執拗に主張した。そのため国王と議会の交渉は難渋し、1626年の決裂後、超議会的収入策として強制公債の発行が試みられた。その政治的コストは高く、議会的租税が国王財政にとって不可欠で、国王は議会の「財布の支配」に依存しなければならないことが再認識された。「財布の支配」への依存とは、国王が救済と供与の一体性を認め、供与の対価として救済に応じなければならないことを意味した。その典型が1628年の「権利の請願」であった。こうしたことから1620年代の議会は「消滅への道」を歩んでいたとすることはできず、「財布の支配」を保持してその存在を堅持した。

議会在と戦争と課税は三位一体の関係にあった。ただ議会在による戦費のための課税承認＝供与の承認（grant of supply）には、苦情の救済（redress of grievances）が、交換条件として求められた。ただ供与と救済（あるいは貢献と返報）とは釣り合いがとれているか、またいずれが先行すべきであるかは、国王と議会在の力関係や戦時と平時の国際情勢によって変動した。1610年大蔵卿ソールズベリ伯は、60万ポンドの供与（プラス20万ポンドの歳入）の承認と後見権・徴発権の廃止という苦情救済の取引を内容とする「大契約」を提案した。ソールズベリ伯は、この提案を「商人的取引（bargain）」と考えていたが、ベーコンはそれを批判し国王と臣民間の厚情（affections）の交流という「非商人的交渉」であるべきだとした。厚情の交流と考えた場合、「大契約」は「恩顧と義務の交換」「貢献と返報の交換」であり、供与が救済に先行し、交換は等価交換ではなく不等価交換（貢献は返報より大）でなければならない。しかし、議会在は、逆に苦情の救済が供与の承認に先行すべきであり、取引は「純増（free

contribution)」ではなく「等価 (strict contract)」でなければならないと頑なに言い張った。国王と議会のこうした齟齬が「大契約」失敗の一要因であった。ただ、失敗の決定的要因は、そこにはなく 60 万ポンドの供与 (supply) 要求に附随された歳入 (support) のための年々 20 万ポンドの課税要求、すなわちイギリスの歴史が知らない恒久税の要求が、「財政の中世的二元主義」にまともに違反し混合王政の根幹を毀損するものであったことである。それは、経常費については国王は課税してはならず「国王私財」で賄わなければならないという国王自活原則をまともに否定するものであったからである。¹⁾

留意すべきは、「大契約」論議がなされた 1610 年は平時であったことである。平時に巨額の供与＝議会税を要求することは、歴史的に累積負債解消のための議会税が承認された事例はあるものの、やはり議会税は戦費に限るべしと言う伝統的原則に違背するものであった。文政費のための恒久的議会税の要求が反伝統的とするなら、平時に負債返済のための一回的供与を求めることは非伝統的と言える。

1620 年代は、平時の 10 年代と違ってスペインとフランスの二大旧教国との戦争がうち続く戦時であった。(1614 年に二カ月だけ開かれた「混乱議会」を除いて) 1604-10 年の議会以降の 10 年間は「ジェームズ一世の親政」がしかれ、それに続く 20 年代に、ジェームズ一世治下の 21 年・24 年とチャールズ一世治下の 25 年・26 年・28 年の計 5 回の議会が開かれた。これらは二大旧教国との戦争に対応するためのものであった。課税は戦費に限るという伝統的原則からすれば、議会は躊躇なく課税承認に応ずるものと思われるが、事実は異なっていた。戦費という最も正当な課税根拠からする課税要求にも、議会は「供与の承認」に先行して「苦情の救済」を頑なに求める姿勢を崩さなかった。「供与と救済の一体性」を片時も忘失することがなかった議会は、1628 年、憲政史上特記すべき「権利の請願」の国王承認を得た。バッキンガム公のラ・ロッシュェル遠征費調達のための補助税承認を得るために、「権利の請願」をチャールズ一世に認めさせたことは、まさに「救済と供与の一体性」への議会の拘りの成果であり、戦争・議会・課税の緊密な連関を見事に表している。

本稿は、「1620 年代の議会は消滅の途を歩んでいた」とする C. ラッセル (Russell) を批判して、「供与と救済の一体性」への議会の拘りを強調する T. コグスウェル (Cogswell) の研究に依拠して、1620 年代議会の「財布の支配」の持続的生命力を浮き彫りにする。²⁾

1) 大契約について、酒井重喜『混合王政と租税国家』(弘文堂、1997 年) 第三章、参照。

2) T. Cogswell, 'A Low Road to Extinction? Supply and Redress of Grievances in the Parliaments of the 1620s', *H [istorical] J [ournal]*, 33.2 (1990); C. Russell, 'Parliamentary history in perspective, 1604-1629', *History*, xli (1976); idem, *Parliaments and English politics, 1621-1629* (1979).

一. 苦情の救済と供与の承認は「双子」であったか。

1621年1月に始まったジェームズ一世第三議会第一会期において、供与の承認と苦情の救済のいずれが先行すべきかの論議があった際、ジョージ・モアは、供与と救済は旧約聖書にあるイサクの双子の息子、兄エサウと弟ヤコブのように両者は「手を携えて進まなければならない。というのも苦情（の救済）が先に進むが、補助税の承認もなされるであろう」と述べた。³⁾ 苦情の救済は兄エサウに優先権があるように先行すべきものであるが、供与の承認も「手を携えて」進むであろうと述べた。ただ、1621年議会の場合、第一会期の閉会時に順序が逆転して二つの補助税の承認が先行して行われた。弟ヤコブが父の財産を相続したように。ただこのときは次の会期で苦情の救済が行われるものと予期されていた。

現代の有力な史家で、救済と供与が「手を携えて進む」という1621年議会の議員モアの考えに否定的で受け入れ難いとするものがある。エルトン (G.Elton) は「苦情の救済は供与の承認に先行するという有名な考えは、(16世紀において) また17世紀初期においてすら、イギリス憲法の一部たることはなく、それは機能しなかった」と言い、シャープ (K.Sharpe) は「前期スチュアート朝のイングランドの庶民院は、苦情の救済を得るために供与を差し控えるという『武器』を、巧みに使うことはなかったし、使おうとしなかった。…議会がそのような武器を効果的に用いることができたことを確認することはできない」と述べている。⁴⁾ 17世紀初期の議会人は、救済が供与に先行することを望んだとしても、非力であって新税の承認をする前に選挙民から託された苦情の救済を国王から勝ち取ることはできなかった。現代の有力な歴史家はこのように見ている。

当時であっても、救済と供与を結びつける考えを苦々しく捉えていたものもいた。大法官 (Lord Chancellor) エルズミア卿トーマス・エガートンは、1614年の「混乱議会」時に「貢献と返報 (contribution and retribution) という新語」を議会人が平然と用いることに不満を述べている。しかし、供与・救済結合論は根強く、枢密顧問官エクセター伯トーマス・セシルも、「議会は二つの目的で召集されている。一つは人民の苦情の救済であり他は国王の支援である」と述べ、国王にとって不満であってもこれが議会の基本的あり方であり、優先権についての混乱は「一は他を用意する」ので避けられるとしている。⁵⁾ 枢密顧問官の中にも、救済・

3) *Commons Debates 1621*, ed. W. Notestein et al. (1935) <以下 CD 1621 略記> ,II,21, (2月5日) .

4) G. Elton, *Studies in Tudor and Stuart politics and government* (1981) ,iii,232 ; K. Sharpe, 'Crown, Parliament and Locality: Government and Communication in Early Stuart England', *E[nglish] H[istorical] R [eview]*, ci (1986) p.321 ; idem, 'Parliamentary history 1603-1629: in or out of perspective?', *Faction and Parliament*, ed. K. Sharpe (1978) ,p.19.

5) *The Life and Letters of Francis Bacon*, ed. J. Spedding (1869) ,v,pp.203,205 ; Cogswell,op.cit.,p.284.

供与結合論に傾くものがいたのであり、まして議會人は「救済が供与に先行すべし」という信念は強く、1626年ウィリアム・コリトンの次のような言明は一般的なものであった。「我々は（チャールズ一世の）政務を維持するために十分に供与することを約束しよう。その間に（in the meantime）（我々は）我々の苦情の救済を得るであろう。」⁶⁾ 救済・供与結合論、さらには（供与承認を武器とする）救済先行論は、議會の中で広く支持されていたのであり、政府の中にすら理解を示すものがいた。その事実をエルトンやシャープなどの歴史家は否定し、救済と供与を結びつけることに議會は無力であったとするのである。ただ、ランバート（S.Lambert）のように、ラッセルらとともに、「供与が武器として用いられたという神話は、論破された」としつつも、一方で「供与と苦情はきわめて緊密（intimate）であった」ことを重視する歴史家もいる。⁷⁾ 供与と救済は楕円形の二つの中心のように別々でありながら切り離せないものであったのか、容易に分離される二物であったのか。

楕円の一つの中心が他の中心との緊密性を失ったかのように、庶民院が供与に連動して国王から救済を引き出しえなかった事実から、修正主義史観にたつ歴史家は、前期スチュアート朝の議會は無力で「消滅の道」を歩んでいたとする。ケーニヒスベルガー（H.G.Koenigsberger）は、中央集権化を進める国王に対して身分制（Estate）が生き延びるためには、「国王が（議會の）要求を満たす前に、議會は税の承認に合意してはならない」と言い、「供与の前に苦情の救済をすることを強要することができない議會は君主制との戦いに勝つ見込みはない」とした。「供与の前の救済」こそが、絶対君主に対抗して身分制議會が生き延びるかどうかの「簡明な尺度」であるとしたのである。⁸⁾ ラッセルは、前期スチュアート朝の庶民院は「供与の前の救済」すなわち「財布の支配（the power {control} of the purse）」を行使できず、弱体で消滅に向かっていった。ただ、消滅に向かっていった議會を、1639年のスコットランド問題の勃発が、「行政的時代錯誤の歴史的ゴミ箱から救った」とした。⁹⁾ このようにラッセルらの修正主義史観は、かつてのウィッグ史観が、前期スチュアート朝の議會が一路「内乱への王道（High Road to Civil War）」を歩んでいたとしたのをまともに批判し、議會の弱体性を指摘して一路「消滅への小道（Low Road to Extinction）」を歩んでいたとした。このような議會の弱性を強調する修正主義に対して、反批判がなされたものの、反批判者らが「供与の前の救済はできなかった」というラッセルの断定だけは突き崩しえず、中核的論点は無傷の

6) *ibid.*, p.284.

7) S. Lambert, 'Procedure in the house of commons in the early Stuart period', *EHR*, xciv (1980), p.763.

8) H.G.Koenigsberger, 'Dominium regale and dominium politicum et regale', in *Politicians and Virtuosi* (1986), p.24.

9) Russell, 'Parliamentary history in perspective', pp.2-3; Cogswell, *op.cit.*, p.284.

ままであった。¹⁰⁾

はたして、「供与の前の救済はできなかった」というラッセルの中核的論点は難攻不落のものなのか。17世紀初頭の議会人ジョージ・モアの「供与と救済はエサウとヤコブのごとく双子である」という言明は、絵空事なのか。前期スチュアート朝期は、丁度大陸での三十年戦争（1618年 - 48年）と重なっている。イギリスはそれへの関与のため、1621-28年の間に議会が5回召集され、その8年間のうちほぼ20%の期間、議会は開会されていた。¹¹⁾ 戦争と議会と課税が三位一体であるのは中世以来の伝統であり、資金不足に悩む国王を課税によって支える議会がその地位を向上させたのも戦争期であった。¹²⁾ この点からすれば、三十年戦争期の前期スチュアート朝議会在が、「消滅への道」を歩んでいたというのは容易に首肯しがたいことになる。ラッセルの中核的論点である「供与に先行して救済を得ることはできなかった」ということの再検証が必要となる。

二. 1621年の議会（第一会期：1月30日～6月4日；第二会期：11月20日～12月18日。 解散は1622年1月6日）

1621年の議会は1月に開会され、同月に14万ポンド相当の二つの補助税提案が合意された。この補助税供与に対するラッセルの評価は3点にまとめられる。第1点。この供与は苦情の救済に先行して行われ、これは議会が「財布の支配」を行使しえないというその弱性を示している。また、当時の議会人は、ドイツでの危機に冷淡であり、三十年戦争関与のための資金調達に関心を示さなかった。¹³⁾ それなのに供与を先行させたのはなおのこと議会の弱性を示している。これに対して、コグスウェルは、議会は神聖ローマ皇帝のボヘミア侵略に始まるドイツの危機に敏感で大に関心をもっていたがために、通例に反して補助税供与を先行して承認した、とする。皇帝のボヘミア侵略は、旧教と新教の宗教戦争であるとともに、ボヘミア王がジェームズ一世の娘婿ファルツ（パラティネット）選帝侯フレデリックであったためイギリス

10) T. Rabb, 'The role of the commons', *Past and Present*, xcii (1981), p.62; cf., H. Tomlinson, 'The Causes of War: A Historiographical Survey', in idem ed. *Before the English Civil War* (1983); Cogswell, op.cit., p.285.

11) *ibid.*, p.285.

12) 中世における戦争と議会の関係について次を参照。G.L. Harriss, 'War and The emergence of the English parliaments, 1297-1360', *Journal of Medieval History*, ii (1976), pp.35-36; E.R. Fryde, 'Parliament and the French war, 1336-40', idem ed. *Historical Studies of the English Parliament* vol.1 (1970), pp.242-61.

13) 三十年戦争とイギリス議会の関係について次を参照。S.L. Adams, 'Foreign policy and the parliament of 1621 and 1624', *Faction and Parliament*; T. Cogswell, *The blessed revolution: English politics and the coming of war, 1621-24* (1980).

国王はその侵略を看過し得なかった。21年議会の冒頭の補助税承認は、ドイツの危機に対する議会の関心の高さを示しているのか、あるいはラッセルの言うとおりに関心の薄い戦争の費用を救済に先行して承認した議会の弱性を表しているのか。ラッセルの第2の評価は、その補助税が少額であり、ジェームズ一世の戦意を喪失させるだけのものであった、というものである。国王政府は神聖ローマ帝国に深入りする戦費を100ポンドと見込んでいたが、国務卿カルバート(George Calvert, 1st Baron Baltimore)は議会に対してそれを50万ポンドと報告していた。¹⁴⁾ 50万ポンドに対して当座の14万ポンドは決して十分でないとしても少額とは言えず、国王派議員で少額であると批判したのはわずか一人だけで、その批判に応じて4万ポンド相等の二つの1/15税が追加承認されている。ラッセルによる第3の評価は、議会がドイツ危機に対して高い関心を持っていなかったから、この補助税法の正式承認に手間取り進捗が遅滞した、というものである。ラッセルは、国王は21年議会冒頭の補助税提案から議会を正式通過するまで、2月からイースターまで待たなければならなかった、としている。ただ21年のイースター(3月21日以降の満月の日の直近の日曜日)は例年より早いものであった。また補助税法案が、討議・検討される3度の読会を僅か2週間(3月5日～3月19日)で通過している。さらに、補助税法が成立した後、停会(prorogation)をおいて国王に補助税を提供する慣行を破って、それを待たず議会通過後直ちに補助税法に対する王の承認ができるようにした。これはメアリー女王以来途絶えていた異例の措置で、これによって議会を通過した補助税法は72時間以内に国王の承認を得ることができた。21年議会冒頭の補助税承認は、その額が少額に過ぎることはなく、議会通過も迅速で決して遅滞を来したものではなかった。確かに、この供与は苦情の救済に先行するものであったが、それは議会の弱性を意味しているのではなく、議会人のドイツの危機に対する高い関心を示すものであった。コグスウェルはこのように言うのである。¹⁵⁾

1621年議会冒頭の救済に先行する供与の承認は、議員たちが「地方より政府を重視し」(ラッセル)、地方からの苦情の救済要求を忘れたためではなく、ドイツの危機に議会が敏感に反応したことが真因であった。グリーン『イギリス国民の歴史』には、「(庶民院は1621年6月に)ファルツの回復のためなら、財産も所領も生命も賭けることを満場一致で可決した。」としている。¹⁶⁾ 供与と救済がエサウとヤコブのように双子であると強調したモアも、「パラティネットの状況」より重大な苦情が他にあらうかと述べ、苦情先行・供与後続という伝統

14) Russell, *Parliaments*, p.121.

15) Cogswell, op.cit., p.286.

16) 注(14)。J.R.グリーン(和田勇一訳)『イギリス国民の歴史 完』(篠崎書林、1987年)、44・5頁。
()内は引用者。J.R.Green, *Short History of the English People* (rep.1926), pp.491-3. なお次のグリーンの叙

的順序の逆転にこの時賛成している。¹⁷⁾ 一部には苦情救済のための法案や恩赦を補助税の付帯条件にすべきだとの意見もあったが、結局付帯条件なしの補助税法案に議会全体が賛成した。ジェームズ一世はこの「寛大な非商人的やり方」に感じ入った。

付帯条件なしの補助税法案に議会が同意したことは、供与の承認を苦情の救済を引き出すための武器にすることはできなかったことを意味するのかわ。21年議会は一方で、そのはじめに、完全な言論の自由を保証するかどうかを国王に質し、明確な返答が出るまで審議を休止するというものもしている。言論の自由の確認を補助税法案承認の条件として突きつけたとは言えないが、国王がこの伝統的権利を再確認すると、議会は直ちに二つの補助税を認める手続きを進めている。言論の自由の確認と補助税承認とが、明確な「商人的取引」ではないにしろ事実上「交換」関係にあったことは否めない。議会における言論の自由の保証は、外交・戦争政策や王家の相続や婚姻といった「国家の秘儀」に議会が容喙するのを許容することを意味した。この時議会は、ファルツ問題におけるジェームズ一世のスペイン寄りの外交を軟弱として批判していた。ジェームズは、スペインに対して宣戦するのではなくその調停によってファルツ問題の打開を図り、それを実現するためにチャールズ皇太子とスペイン王女との婚姻を考えていた。議会は第二会期末（21年12月）に、国王のこうした軟弱外交を批判する「庶民院の抗議」を提出し、そこにおいても言論の自由の確認を再度主張している。皇太子の婚姻や外交政策に対する議会の容喙は、本来国王の容認できることではなかった。議会は、そうした「国家の秘儀」にまで干渉する自由を求めていたのであり、それが明確な形でないにしろ補助税法案承認の交換条件としてあったのである。補助税が一見「非商人的やり方」で承認されたが、「直接的見返り *direct quid pro quo*」を求めてなくとも「ヨリ微妙な取引」が事実上働いていたと見なければならぬ。¹⁸⁾ 21年議会冒頭における言論の自由に関するやりとりを見れば、言論の自由

述（同頁）を見よ。むしろ国王の方が及び腰で、「ジェームズは、スペインの影響力（を借りて調停しようとする、その影響力と）、そして息子（チャールズ皇太子）とスペイン王女との結婚から考えられる有望な見通しとに釣られて、この新教の強敵に頼るという致命的な挙に出してしまったのである。両院は請願で、（スペインに依存するのではなく）宣戦（をする）要求と共に、未来の王は新教徒と結婚することを求めた。」「ジェームズは、両院が（皇子の婚姻という）国の秘事に口出しする厚かましさに逆上した。」「討論を禁ずる王の命令に答えた抗議（*Protestation of the Commons*）（のなかで庶民院は）「議会の自由・・特権は、イングランドの臣民の古来より疑うべからざる生得権である・・ことと、王と、国と、国土ならびに『イギリス国教会』との防衛に関する困難にして緊急な諸問題、そして、法の制定と維持、またこの国に日々生じる不満の除去（*redress of grievances*）は、議会が当然扱うべき問題であり（これらの事項を）提案し論議し結論に導くための言論の自由を持ち、また当然持つべきこと、を決議した。王はこの抗議に、彼独特の軽蔑で答えた。議事録をとりよせて、これが書いてあるページを破り棄てたものである。『わしは、民衆の福利（*common weal*）に即して統治するが、民衆の意志（*common will*）に則る積もりはない』と彼は言い、数日後、議会を解散した（1621年12月）。」

17) *CD 1621, II, 84-5*, (2月15日) .

18) *Cogswell, op.cit., p.287*.

の再確認を、微妙な形でなくより直接的交換条件として押し出すこともできたであろう。それをしなかったのは、議会の本来的弱性によるのではなく、「ファルツの回復のためなら、財産も所領も生命も賭ける」とまで決議した庶民院の意思であった。さらに留意すべきは、明確な苦情の救済を交換条件にしない21年補助税法には、それが先例のないことであり将来の議会で期待されるべきことではないと明記されていた。救済なき供与が、先例なき例外であることは明確に認識されており、議会はただ弱腰で押し切られたのではなかった。¹⁹⁾

21年議会の冒頭に、交換条件なしで補助税法案を承認したのは議会のファルツ問題への熱意のゆえであったが、さらに会期初めに財政法案を認めてしまえば会期の残りを他の法案の成立に使えると議会が期待していたことも考えられる。しかし第一会期は6月に休会にされてしまいこの期待は甘すぎたことが判明した。²⁰⁾ W.ハーバートは、「この議会の気前の良さの返報(requitall)が貧弱なものになったのは残念である」と嘆じたが、これは議会全体の思いであった。11月に第二会期が始められ、ジェームズ一世は、再度、ファルツ防衛のための財政協力を求めた。第一会期での「気前の良さ」を再度発揮し新たな財政協力をすれば、次の第三会期で「十分な救済」を行うと約束した。²¹⁾

第一会期冒頭に補助税法案が承認されたのは、議会側がファルツ問題に対して熱意を持っていたためであり、また「供与」承認の後には「救済」が得られるであろうとの楽観論があったからである。ロバート・フィリップスはこれを後悔し、「(救済)法案が成立する前にこれ以上の補助税を承認することは、先例に反し地方の不興を買うものであるから、危険なことである」と述べ、第二会期が始まって国王が「救済なき供与」の承認をまたしても求めたとき、フィリップスは「先の(21年1月の)補助税法の条項(将来の議会では求めない)に違反する」とした。²²⁾

ただ、このように「救済なき供与」に対する反省と後悔があるにもかかわらず、議会は第二会期冒頭に一つの補助税の供与の動議提出を認めている。しかし議会は第一会期の拙速を反省

19) Cogswell.op.cit.,p.287.

20) 1621年のジェームズ一世第3議会は二つの会期 session からなっていたが、その二つが停会 prorogation ではなく休会 adjournment で分かれていたため、二つの会期ではなく一つの会期内の二つの開会 sitting であった。D.L.Smith, *The Stuart Parliament 1603-1689*, (1999) pp.236-7.ただ本文では煩雑さを避けるため二つの会期とする。

21) *CD 1621*, III,353, (5月30日); Cogswell.op.cit.,p.287.

22) *CD 1621*, V,212, (11月26日). 対スペイン戦に積極的な議会は、国王から対スペイン戦争全般について論ずるのではなくネッカー川沿の限定的軍事行動について論ずるよう求められた。「パラティネットのスペイン人と戦い、他のところでは(スペイン人)と友人である」よう求められたのである。議会はむしろ西インドからのスペインの財宝を目当てに海戦を望んでいたため議論がファルツに限定されたことに不満をもっていた。議会には新教護持と財宝略奪の二面が併存していた。

して「救済」論議を怠らなかつた。W.マロリは「条件について交渉するのではなく取引するのである」と述べ「非商人的やり方」という先の過ちを繰り返すべきでないと発言した。第二会期は補助税が提案されはしたものの、議会は国王にスペインへの最後通牒を出すよう責め立て、また言論の自由をめぐって国王との対立も昂じたため、新たな補助税を認めることはなかつた。議員たちは、双子の一人である「救済」を忘れて、第一会期冒頭の「非商人的やり方」を繰り返すことはなかつた。そのためジェームズ一世第三議会は1622年2月に解散された。²³⁾

三. 1624年議会(2月29日～5月29日)(解散は1625年3月27日国王死亡時)

ファルツ問題をスペインの調停で解決しようとするジェームズ一世の対スペイン穏健策は、チャールズ皇太子とスペイン王女との縁談の破綻と神聖ローマ皇帝とは事を構えずというスペイン側の方針のため破綻した。対スペイン政策の破綻はスペインとの戦争突入を意味し、それに備えるために1624年2月に新たな議会在が召集された。このジェームズ一世第四議会在は、国王の軟弱なスペイン政策の破綻を歓迎し、スペインとの開戦を熱心に支持し資金提供の意思も示した。スペインとの開戦を決断したチャールズおよびバッキンガムは、もとよりそれを望んでいた議会在との間で短い親和関係ができた。そのため、スペイン戦に反対する大蔵卿クランフィールドは弾劾と解任の処断をうけた。

ジェームズが対スペイン交渉決裂・開戦止むなしの意思を示し(3月末)、直ちに25万ポンド相等の3つの補助税と3つの1/15税を議会在が採決することに諾意を示した。しかし、国王の開戦約束についてそれが確実に実行されるのか一般に不安視された。補助税承認に向けて議会在は前のめりであったのに、国王自身が議事進行を抑える動きを見せた。ラッセルは、議事遅延は補助税を出し渋る議会在側の意図を示しているとしたが、コグスウェルはそれは国王側の要請によるものであると批判している。議会在の対スペイン戦の意欲は強く、国王側の遅延策にもかかわらず、しかも来たるべき戦争についての十分な議論をすることなく短時日で少なくとも補助税を承認した。²⁴⁾ これは、議員がそれについてほとんど議論をせず「短期間でその賦課を

23) CD 1621, V,220, (11月28日); R.Zaller, *The parliament of 1621* (1971), pp.152-3.1621年議会在では「救済なき供与」がなされたとはいえ、一方で言論の自由の確認が求められていたことに加えて、「隠匿地」摘発利権の乱用について「国王代理人」J.モンペッソンに対する厳しい非難がなされており、これらも「苦情の救済」の要求であったと言えよう。酒井重喜『近世イギリスのフォレスト政策』(ミネルヴァ書房、2013年) 123-24頁。

24) なおクランフィールド弾劾は2月のことでこれと会期延長とは関わりない。Cogswell, op.cit., p.289; Russell, *Parliaments*, pp.161,189.cf. R.E.Ruigh, *The Parliament of 1624 Politics and Foreign Policy*

承認した最大の支援金」であった。²⁵⁾ これは議会在が戦争負担を回避するのではなく積極的に引き受けようとしたことの証である。短時日に少なくない補助税を承認したのはスペイン戦への積極性による。しかし、この時も議会在は「供与と救済の一体性」を忘失していたわけでは決してなかった。

事実、補助税法案が第一読会通過後進行が止まり停頓したさい、その間隙を縫って議会在はさまざまな「救済」を勝ち取っている。この高姿勢の背景に議会在の「財布の支配」が武器としてあったことは充分考えられる。議会在の求めた「救済」は以下の四点に見られるように多岐にわたっていた。一つ目は、スペインとの結婚政策が進められている間、手控えられていた旧教徒抑圧の再強化を求める「宗教請願」が出され、さらにカトリック司祭追放の布告を公布することが要求された。ジェームズはこれら反カトリック政策を不承不承ながらも受け入れた（5月6日）。²⁶⁾ さらに議会在は、対スペイン戦を遂行するために、オランダとフランスへの接近を促した（皇太子チャールズとルイー三世妹アンリエッタ・マリアとの婚姻提案を含むフランスとの軍事同盟は解散後の11月に合意）。二つ目は、おびたしい数の「救済」法案が可決されたことである。1624年に35の公的法案・38の私法案が成立し、史上有名な国王の独占権付与を制限する独占禁止法案もこの時成立している。²⁷⁾ 庶民院の「取引」能力を示す三番目のものは、数週間の会期延長を議会在が求めたことである。庶民院が補助税法案を貴族院に上げたのは既定の会期終了の5日前であった。既定通りに会期を終了すれば補助税法案の成立は無理で、国王は25万ポンドの収入をみすみす失うことになる。会期延長には同意せざるを得ず、その間に上述の種々の「救済」法案が成立した。短時日の内に補助税の提案を承認したことは、スペイン戦争の負担を進んで受け止めようという議会在の姿勢をよく示しているが、そうではあっても1624年の「供与」は、同年2月に承認意思が示されたものの、その正式承認は議会在の巧妙な会期延長政策によって同年末まで伸ばされた。その間結果的に多くの「救済」（国王からすれば「譲歩」）がなされ、事実上「供与」に先行した。「救済」が「供与」に先行するという原則は、1624年議会在において遵守されたのである。21年の供与先行の轍を踏むことはなかったのである。

(1971) ,pp.193,207.

25) 21 James I.c.33 in, *The Statutes of the Realm* (1819) ,iv,pp.1247-1262 ; Cogswell, op.cit.,p.289. cf.,Ruigh,op.cit.,pp.399-400.

26) *Stuart Royal Proclamations*,ed. J.F.Larkin and P.L.Hughes (1973) ,I,pp.591-3.

27) 独占禁止法(案)について、コグスウェルは21 James I c.3を22 James I c.3と誤っている。Cogswell, op.cit.,p.290 ; *The Statutes of the Realm* (1819) ,iv,1212-14. 1624年の独占禁止法(案)について次を参照。紀藤信義『イギリス初期独占の研究』(御茶の水書房、1977年)。同書158頁では30万ポンドとある。

1624年の25万ポンド相等の補助税を得るためにジェームズは数々の「譲歩」をした。自身積極的とはいえないスペインとの戦争に踏み切り、オランダ・フランスに軍事的接近をし、旧教徒抑圧の再強化に諾意し、独占禁止法案を初めとする多くの「救済」法案成立に会期延長までして同意した。こうした「譲歩」のなかでも特に看過してはならないのが、補助税法案に盛り込まれた「割当 (the idea of appropriation)」条項であった。補助税収入を各費目に配分する財務官を、国王ではなく議会在が指名する新規な規定が盛り込まれたのである。ラッセルは、24年3月にまず国王自身がこの「割当」規定を公表した事実をもって、この政策は「国王の庶民院への譲歩ではなく庶民院の国王への譲歩であった」とした。²⁸⁾ コグスウェルはこれを批判し、議会在財務官が補助税収入を議会在に見える形で各費目に割り当てる考えは、すでに1621年段階でも議員から提案されており、24年にジェームズがこの案を公的に提案する前に、「(議員は)収入を受領し管理する自分たち自身の役人を持つ」という意思を表明していた(11月17日)。²⁹⁾ 補助税収入が議会的の目の届かない闇の中で割り当てられ支出されるという事態を根本的に覆す条項が、24年補助税法に盛り込まれたのである。この「譲歩」は、24年補助税法をめぐるいくつかの国王「譲歩」の内でもとりわけ重要なものであった。このように24年議会在において、「苦情の救済」が「供与の承認」に先行したのである。議会在は非力で無能な馴致された制度ではなかった。

四. 1625年議会在 (第一会期：6月18日～7月11日；第二会期：8月1日～12日)

ジェームズ一世の他界 = チャールズ一世の即位の後に開かれた1625年の議会在は、ベストの影響からロンドンでの会期(6月18日～7月11日)とオックスフォードでの会期(8月1日～12日)とに二分された。³⁰⁾ ベストで混乱した議会的の最大の苦情はベストであり、1621年と同様に議会在は正式の救済のないまま供与の承認を行った。早くも6月30日に12万ポンド相等の二つの補助税が議会在で議論され承認された。³¹⁾ 1621年議会的の開会冒頭での救済なき供与が再

28) Russell, 'Parliamentary history', pp.7-8; idem, *Parliaments*, p.178.

29) Cogswell, op.cit., p.291. 議会在税の用途指定 = 割当は、名誉革命期に「援助金又は議定費法によって支払われる金銭すべてをも厳格に割り当てる、包括的な特定の割当条項が規定される」に至った。佐藤芳彦『近代イギリス予算制度成立史研究』(2013年)、151頁。18世紀になって、王室費 civil list についても用途指定 = 割当 allotment, appropriation をするという「国王大権の侵害」が要求された。'Edmund Burke and the Civil List, 1769-1782', *Burke Newsletter*, VIII (1966), p.614.

30) 1621年議会在と同様二つの会期は停会ではなく休会によって分かたれているから正しくは二つの会期でなく二つの開会である。Smith, op.cit., p.238.

31) *Proceedings in Parliament 1625*, ed., M.Jansson and W.B.Bidwell (1987) <以下、PP 1625と略記>, (6

現されたのである。21年の場合、ジェームズ一世に対スペイン戦を強請するためであったが、25年においても新国王のスペイン遠征のための供与承認であった。カディス遠征の準備や新国王とフランス王女の結婚などで繁忙の国王政府は欣然としてこの供与を受け取った。しかし政府の遠征計画からして12万ポンドでは不足で、追加的な補助税の承認が必要であった。ただ議会は、この二度目の要求に頑なに応じなかった。救済先行・供与後続の原則を忘失することはなかったからである。

ロンドン会期では二度目の補助税を拒否するとともに、慣習として新王に終身授与していた関税（トン税・ポンド税）というまさに慣習的税（*customes*）を一年限り（*for one year only*）で承認している。これが *customes* が慣習的貢租から関税になった転換点であるが、新王チャールズはこの制限を無視して翌年以降も議会の承認のないまま関税の徴収を続けた。補助税供与に苦情救済が先行しないことに対する批判とともに、この時は一年限りの関税の不法な徴収延長に厳しい批判がなされた。関税の不法徴収については、その後1626年議会においても1628年議会の「権利の請願」でも、また同議会の解散に直結する「三つの決議（*The Three Resolutions*）」（1629年3月）においても厳しく批判された。³²⁾

オックスフォード会期でロバート・フィリップスは「われわれは、われわれの始原的権利と憲法を保持しているキリスト教国で最後の君主国である」と発言している。³³⁾ この始原的権利の主張こそがオックスフォード会期での追加的供与拒否の背後にあった。オックスフォード会期における追加的補助税拒否の原因を、議会人が大陸での戦争に無関心であったからとするラッセルを批判して、コグスウェルは、フィリップスのように始原的権利を持ち出して「供与の前の救済」を求める意思がその原因であったとしている。³⁴⁾ 既述の通り、1621年議会は第一会期で補助税を承認したが第二会期での追加的補助税の要求は受け入れず、第三会期を開いて「救済」について十分に考慮するという国王からの誘いに乗らなかった。エドワード・アルフォードは21年議会を回想して次のように発言した。「われわれは最近（1621年）（悪しき）先例を作ってしまった。その先例はわれわれに対して押しつけられてはならないとの限定を付したが、（25年に先例の押しつけ）はなされた。」³⁵⁾ 1621年の先例は破滅的なものであるため踏襲されるべきでないと認識されていたのである。これに対して国王は反論し、「反大権（*counter prerogative*）」と呼ぶる権利を差し控えるよう求めた。「（議会）固有の順序に従っ

Early Stuart England, ed., R. Cust and A. Hughes (2002).

32) 後出179頁、酒井重喜『近代イギリス財政史研究』（ミネルヴァ書房1989年）、98～101頁。

33) *PP 1625*, (8月10日), p.449.

34) Cogswell, *op.cit.*, p.291.

35) *PP 1625*, (8月12日), p.474.

てものごとを処理する権利」すなわち供与の承認に苦情の救済を結びつける権利を「反大権」としそれを抑止するよう求めた。救済と供与の結合の原則は、たしかに1621年と1625年の議会で順守されなかったが、そこには対スペイン戦やベスト流行という相応の特殊事情があった。この例外を次々認めることは、「反大権」の放棄を意味し、「われわれは、われわれに続く者を傷つけることのない供与をすることがかなわなくなる」というクリストファー・シャーランドの警告を議会人は共有していた。³⁶⁾

オックスフォード会期において、先例に反する補助税法案に対する批判が続出した。また過去4カ年に承認された5つの補助税と3つの1/15税が、ファルツ奪還のためのマンズフェルト軍援護やフランスとの同盟条約に基づくラロッシュェルのユグノー弾圧支援（1624年11月20日）などの軍事行動で成果なく費消されたことにも批判がなされた。トーマス・ウェントワースは、「供与そのものに反対ではなくそのやり方に反対している」と言い、「(庶民院が) 国家の仕事 (the business of the Commonwealth)」である苦情の救済を引き出すことが可能となれば、「何人に劣ることなく国王のために尽くそう」と述べた。³⁷⁾ フィリップスも、反対しているのは、戦争そのものではなくバッキンガムの拙劣な戦争指揮に対してであり、「王国の安全をその政策の任に当たるべき部署にないものに委ねることは不当である」と批判した。³⁸⁾ このような「ロンドンの失政」は、臣民の「権利と憲法」を犠牲にしてまで償う価値はない、とオックスフォード会期の議員たちは考えた。かくして1625年議会における追加的補助税要求は、「救済なき供与」として拒絶された。

五. 1626年議会 (2月6日～6月15日)

ジョン・エリオットは1626年議会の中心人物で、対スペイン政策の失敗（1625年9月-11月のカディス遠征失敗）の責めをバッキンガムに帰してその弾劾を図った。「エリオットは・・・バッキンガムの無能と汚職を弾劾することを主張し続け、『庶民院はわれわれが苦情を提出し、それに対する陛下の答えを得たとき』に初めて、王の要求する補助税を上程すべきだとした。」(グリーン)³⁹⁾ 弾劾は庶民院で可決され、貴族院に回されたところでチャールズ一世がバッキンガムを擁護したため、庶民院はバッキンガムの永久罷免を求める抗議書を出し、国王はそれ

36) Cogswell, op.cit., p.291.

37) *PP 1625*, (8月10日), p.451.

38) *PP 1625*, (8月11日), p.460. この発言をコグスウェルはフランシス・シーモアのものとしているが誤りで、ロバート・フェリッパスのものである。Cogswell, op.cit., p.293.

39) グリーン、前掲訳書、52頁。訳語一部変更。Green, op.cit., p.498.

に対して議会解散で応じた（1626年6月15日）。庶民院のバックingham批判は、戦争それ自体に対するものでなくバックinghamによる戦争指導の拙劣さに対するものであった。苦情中の苦情となったバックinghamを罷免するまで、補助税承認はあり得ず、「底なしの穴に自分のカネを喜んで投ずるものはない」（ジョン・サヴィル）というのが議会の立場であった。

1626年2月開会の議会は、3月までにエリオット主導の下でバックingham排除の意思を明確に示していた。これこそが議会にとって苦情中の苦情でありその救済があつてこそ補助税供与の承認も考えられた。救済が供与に先行すべきという姿勢は硬かったのである。一方、国王のバックingham擁護の姿勢も硬いものであった。これだけはっきりした対立があるなら、なぜ議会解散が三ヶ月後の6月にまで引き延ばされたのか。対スペイン戦の戦費として国王は100万ポンドを要求し、議会は総額35万ポンドの4つの補助税と3つの1/15税を提示していた。コグスウェルは、100万ポンドは交渉上の駆け引きのために水増しされたもので実額として50万ポンドを求めており、議会が提示した35万ポンドは財政逼迫する国王財政にとって魅力のないものでは決してなかったとしている。⁴⁰⁾

1626年の議会開会中、政府はバックingham配下のサックヴィル・クロウを用いて国王所有の宝石をアムステルダムで質に出す奇策を採った。交渉相手の「非情なユダヤ人と卑劣な悪党」は、議会の頑なな「救済先行論」に難渋するイギリス国王の足元をみて値引きするばかりであった。奇策とも思える宝石質入れを考えざるを得ないほど、議会的供与に代わる超議会的代替策に政府は窮していた。26年議会解散の後、実行された強制公債も熟慮されたものではなくまさに姑息な手段（an *ad hoc* measure）であった。国務卿エドワード・コンウェイ（在任1623～28年）は就任後、「イギリスの国王は自己を維持するのに確実に良質の手段を他にもっておらず、それは議会によるほかない」と言明していたが、その後三カ年の政府の困窮は、議会に代わる「確実に良質の」代替策はないということを再認識させるだけであった。「神は供与する議会に良き心を与え給え」と祈るような心情であった。従って、4つの補助税と3つの1/15税は国王にとって捨てがたいものであった。⁴¹⁾ この事情こそ、バックinghamに対する非難と擁護の非和解的対立にもかかわらず26年議会が20年代の議会中最長であったことの真因であった。

1621年の議会では、「救済なき供与」を第一会期で「先例にせず」との付帯条件を付けて承認したが、第二会期での再度の「供与」要求には「次の会期で苦情救済に応じる」という国王

40) Cogswell, op.cit., p.294.

41) *ibid.*, p.295. サックヴィル・クロウが宝石質入れの他に隠匿地摘発や製鉄利権やフォレスト法解除などの政府利権に食い込んでいたことについて次を参照。酒井『フォレスト政策』123、187,263頁。

の甘言に惑わされることなく補助税提供に応じなかった。ただ第一会期ではドイツの危機に強く動かされた議会が、「救済なき供与」に応じるという「非商人的方式」をとったことは事実であった。1621年という戦時にあって、「供与」が「救済」抜きではないにしてもそれに先行することに異論は出なかった。しかし、1626年議会では、クリストファー・ワンズフォードは「(今日の多くの問題の根源は)近年の議会が、召集され、儀礼がなされ、供与をなし (give money)、次の議会で何事か (の救済) をなすという約束で散会したこと」にあると述べた。⁴²⁾ 26年議会は、25年議会での供与に対する救済がなされるべき「次の議会」であり、救済はこの場合バッキンガム罷免を意味した。しかし国王側は、26年6月中旬にいたるまで、議会の「救済」要求に応えることなく「供与」の議決をするよう硬軟両様に迫っていた。しかし議会は、それに断固応ずることはなく、「供与の前の救済」を粘り強く言い立てた。「(バッキンガム) 公が国王の面前から取り除かれれば直ちにわれわれは国王が望む供与をあたう限り迅速に行うであろう」と庶民院は国王に伝えた。このあまりに「商人的な取引」の提言に一部懸念も出されたが、大半の議員は24年から26年の無様な戦果の経験から、「国王はバッキンガム公を戦争指導から除かねばならない」という主張に余計な修辭は不要であると考えていた。「(僅かの) 試行と多大な錯誤をさせてまで戦争初心者に教育を施す資金を提供することには意味がない」と考えていた。⁴³⁾ 「財布の支配」を直截に表明したのである。かくして26年議会は、バッキンガム罷免をめぐる国王と議会の対立が厳しく、補助税は結局承認には至らなかった。

六.1628・9年議会 (第一会期：1628年3月17日～6月26日；第二会期：29年1月20日～3月10日)

(一) バッキンガム排除と強制公債

1626年の議会解散でやっと罷免を逃れたバッキンガムは、「軍事上の大成功」による名誉挽回だけが自己保身の手立てだと考えた。イギリスの新教徒 (と議会) にとってスペイン (旧教と神聖ローマ帝国) との戦いは、英仏同盟 (24年11月) の成否にかかっていると考えられたため、イギリスは1625年にリシュリューの求めに応じてフランス新教徒ユグノーの反乱鎮圧に形だけの援助をしていた。しかし、バッキンガムはあろうことかユグノー支援の国内世論を

42) Christopher Wandesford は、バッキンガム弾劾に賛成したもののその後ストラッフォード伯トーマス・ウェントワースとともに国王派に転じ、総督としてのストラッフォードとともにアイルランドに渡った。History of Parliament The Commons 1604-1629, ed. A. Thrush & John P. Ferris (2010), pp.669-76.

43) Cogswell, op.cit., p.295.

利用してユグノー支援の援軍をおくって戦功を立てることが自己保身になると考えた。1627年10月に、スペインと戦争状態にあったイギリスは同盟国フランスに宣戦布告し、ユグノーの根拠地レ島に遠征した。結果は、またしても惨敗であった。⁴⁴⁾

1625年と26年における議会の「供与」拒否は、バッキンガムの戦争指導と外交政策に対する非難と表裏の関係にあり、バッキンガム弾劾という「救済」を「供与」と結びつけて勝ち取ることに失敗した。後に1628年の議会は、同盟国フランスと開戦して敗北を喫した責任者の排除とその戦争に関わる国内問題の改善を「供与」の対価としてヨリ商人的に求め、「権利の請願」受理という「救済」を得る成果を上げた。

しかし、1625年（の第二会期）と26年の議会は、「財布の支配」を楯にバッキンガム排除という「救済」を引き出そうとして果たせなかった。一方、バッキンガムを擁護して「救済」を拒否した国王も議会から「供与」を得ることができなかった。しかも、スペインと戦争状態を続けながら同盟国フランスとも開戦するという、二大旧教国を同時に敵国とする異常事態に陥った。膨大な戦費を調達するのに、議会税を自ら逃した国王は超議会的収入を探らねばならなかった。そこで強制公債の発行が試みられた（1626年10月）。この超議会的方策が成功すれば議会は無用のものとなりその存立は危殆に瀕することになるはずであった。

ラッセルは、議会が1625年と26年に「供与」を拒否したことは、「それを用いた人（議会員）にとってブーメラン以外のなにものでもなかった」と述べ、「供与」拒否が強制公債という超議会的収入策の導入をもたらし議会自らの首を絞めることになったとした。⁴⁵⁾ コグスウェルは、25年・26年の議会の「供与」拒否ではなく、26年～28年の超議会的な強制公債自体が高い政治的コストを負わせて、国王大権を危殆に陥れるブーメランとなったとした。

26年に議会が提示しながら拒否した4つの補助税と3つの1/15税の見積額は35万ポンドであった。国王はこの失われた収入を強制公債によって得ようとした。それまでの玉璽公債は個人向けに発行され返済の見込みのあるものであったが、強制公債は返済の見込みもなく補助税納入者を対象に購入を強いるものであった。その強制性は際立ったものであったが、総額267,064ポンドを調達し、1628年議会在承認した5つの補助税実益275,000ポンドに相等するもので、決して財政的に失敗であったとは言えない。ただ、その強制性ゆえに地方に対して国王は大きな譲歩をしなければならなかった。国王が州に対して負っている各種の負債と強制公

44) 対フランス戦争開始については次を参照。S.Adams, 'The road to La Rochelle: English foreign policy and the Huguenots, 1610-1629', *Proceedings of the Huguenot Society*, xxii (1975) ; Cogswell, 'Prelude to Re : the Anglo-French struggle over La Rochelle, 1624-1627', *History*, lxxi (1986) .

45) Russell, 'Parliamentary history', pp.10-11.

債を差し替える譲歩をした。この分を差し引いた強制公債の実収益は185,000ポンドであった。⁴⁶⁾この点を考慮するば、強制公債が財政的に成功であったとは言い切れない。それより重要なのは、政治的側面であった。提案時から強制公債は国論を二分し枢密院にすら異論があった。27年に入って購入拒否の抵抗が広まり、支払拒否をした5人のジェントリが投獄される「五騎士事件」が起こった。カスト(RCust)は、反対者の論拠は以下の三点であったとしている。⁴⁷⁾1. 事実上の全国的税を議会の承認なく徴収することは議会の存立を危うくする。2. 国王大権は法律によって制限されず、課税の必要ありと国王が判断すれば臣民は抵抗不可であるとする絶対主義的議論は、臣民の自由と財産権を犯す。3. 「五騎士事件」の公債購入拒否者の投獄を是とする裁判所の判決は、恣意的投獄を可能にし人身保護の権利を侵すものである。さらに、政治的に問題なのは、35万ポンドと見積もられた「失われた26年補助税」を埋めるためには実収益が185,000ポンドであった強制公債をもう一度発行しなければならず、国王側が当初「一回限り」としていた言明を裏切るという点であった。事実上、再度の強制公債の発行は困難であった。⁴⁸⁾強制公債に対する批判の論点は、ほぼそのまま1628年の「権利の請願」に盛り込まれた。こう見ると、1625年・26年両議会の補助税承認拒否が超議会的収入策を誘発し、結果として議会の存立を危うくするブーメランであったとは言えない。逆に、超議会的強制公債を発行したことが、国王大権制限論を巻き起こし議会の権威をそれだけ高め、国王大権にとってのブーメランであったと言えるのである。

(二) 1628年議会と「権利の請願」

強制公債によって財政逼迫が打開されることはなく、しかもその政治的コストは高いものであった。1628年召集の議会は、国王にとってレ島遠征敗北に懲りずに対仏戦争を継続するための財政的強化を図るためのものであった。しかし、28年議会は、戦争遂行のための強制公債などの政策が国民の権利を侵害するという批判を展開する舞台となった。王党派の候補者は落選し、強制公債に抵抗したことが当選を確実なものにした。新たに選出された議員は、好戦性を失い外交戦争政策の失敗から来る「国内的苦情の救済」を求める「小イギリス主義者」が多数を占めていた。超議会的課税、兵士宿営強制、令状なき逮捕拘禁、市民への軍法適用、これら

46) R.Cust, *The Forced Loan and English Politics 1626-1628* (1987), p.92. idem, 'forced loan', *Historical Dictionary of Stuart England, 1603-1689*, ed. R.H.Fritze and W.B.Robinson (1996), p.199. 諸州への各種負債には、兵士宿営 (billeting) や軍備費 (coat and conduct) や徴発 (purveyance) に関するもので、それぞれの事項について国王負担分を州が建て替えていたものと思われる。

47) 1637年に船舶税支払い拒否で裁判にかけられ有罪とされたハムデンは、強制公債にも応ずることなく一時投獄されている。グリーン、前掲訳書 54・5頁。Green, *op.cit.*, p.500.

48) Cogswell, *op.cit.*, p.296

の苦情の「救済」が求められた。フィリップスは「わたしが恐れるのは、海外の敵よりも国内における公的権利の侵害である」と言ったが、それは多くの議員が共有するものであった。⁴⁹⁾ 「国内的苦情の救済」を求める動きが「権利の請願」に結実することになる。この文書はチャールズ一世の国内政治に対する法的批判であり、マグナ・カルタ以来の法律を要約したものであった。⁵⁰⁾ しかし「国内的苦情の救済」を望むこととそれを実現させることは別であった。国王が自己の政治に対する法的批判を嫌悪しながら、「権利の請願」を受け入れたのは、なお戦争を継続しようという国王の意思であった。国王の戦争継続の意思が、「請願」受理という大きな譲歩を国王から引き出すことになった。ただ、国王から実際に譲歩を引き出す作業は容易ではなくそれに見合う胆力と技能を要した。しかし、1620年代の議会における救済と供与をめぐる「国王との取引 (bartering with the king)」の経験は、議会人の胆力と技能を鍛えていた。

1628年における国王と議会の交渉は、やはり供与と救済の関係をめぐってなされた。国王側は、1621年の事例、すなわち戦争という緊急時にあっては供与を救済より先行させ救済は追って行う約束をする、というかたちを求めた。議会は、1621年に国王の救済約束が履行されなかった苦い経験から、供与の後の救済という説明を信用することができず、救済を供与に先行させることに拘った。ナサニエル・リッチは「われわれが隷従民か臣民のいずれであるか判明」されるまで供与を認めることは問題外であると言った。⁵¹⁾ 両者が睨み合う中、供与と救済を同時に行うという妥協がなされた。その経緯は以下のものであった。

庶民院は、自由を確認する法案を国王が受け入れる約束をするまで供与論議を引き延ばすとした。議会は、5つの補助税を供与するという額について合意するも、苦情救済がなされるまで補助税法案は成立させないとした。ロバート・フェリックスは、「供与と自由は双子」であり、歩行は「われわれの自由のための一歩」と「国王のための一歩」がともに進むことで可能である、と言った。⁵²⁾ 議会は、補助税法案を自由確認法案が同時に議会に提案されるまで引き

49) *Proceedings in Parliament 1628*, ed. R.C. Johnson et al. (1977-83), <以下 PP 1628 と略記> II, p.61. (3月22日). トレヴェリアンの明解な指摘を引いておく。「(バッキンガムの)愚行と災難の物語は、イングランドにおける君主政の威信を低下させ、王権と庶民院との激闘に引き込んだ。・・・戦争は、議会の慣習に反する課税、軍隊宿泊強制、独断的な投獄、一般市民への軍法施行などを引き起こさせ、これらすべては、チャールズが五つの補助税の議決に対する代償として議会に譲歩した有名な権利の請願において非合法と規定された。・・・権利の請願は、マグナ・カルタ同様、そこに表明されている原則をめぐる闘争のおわりではなくてはじまりであった。」トレヴェリアン(大野真弓他訳)『イギリス史 中』(みすず書房、1974年) 121頁。G.M. Trevelyan, *History of England* (1981), p.460.

50) cf. J.A. Guy, 'The origins of the petition of right reconsidered', *HJ*, XXV (1982); L.J. Reeve, 'The legal status of the petition of right', *HJ*, XXIX (1986).

51) *PP 1628*, II, pp.56,85 (3月22日、24日) .

52) *PP 1628*, II, pp.301,307 (4月4日) .

延ばした。「慎重な歩みをして、双方は等しく歩を進める（ナサニエル・リッチ）」という姿勢を議会は崩さなかった。国王派の議員（アーサー・ピン）からは、「我々自身のために一週間費やしたから・・国王に一日を与えるのを惜しむ（べきでない）」という声も上がった。⁵³⁾ 国王はこのゆっくりとした進行に業を煮やし、補助税法案成立に「これ以上不必要な遅延」をさせないと言明し、さもなくば、「すでに始められたことの面白からぬ結末を自らになさしめるであろう」と脅した。以前の議会なら国王のメッセージがこれほど厳しければ大いに困惑したと思われるが、1628年の議会は国王の脅迫的予告に動じなかった。トーマス・ウェントワースは、「確かに臣民の自由と供与とともに国王の業務であり、双方は同時的なものである」と重ねて述べた。⁵⁴⁾

議会は自由確認法案作成に手間取り、チャールズは「貴兄らの自由の保全のためにあまりにも多くの時間を費やしている」と批判し、補助税法案早期上程を繰り返し督促した。その効果もなかったため、チャールズは、4月28日にマグナ・カルタその他6つの法律を順守する誓約を行うと提案して時間の節約をしようとした。⁵⁵⁾ 議会はこの提案に乗ることがなかったため、国王は「貴兄らは私の言葉を信じないのか」と直截に不満をあらわにした。しかし、国王は、法案がマグナ・カルタ等の法律の再確認だけで新しいものは含まれないのなら、それに同意すると妥協的意思を表明し、加えて議事促進のため、会期を5月13日までとすることもであると通告した。議会はこれに反応し、法案作成に時間的ゆとりがないので、自由確認法案を請願の形に変えることにした。5月12日に、議会はやっと補助税法案を読会にかけた。5つの補助税を供与する法案が読会にかけられている間、議会は「権利の請願」作成に没頭した。グランヴィルは、「権利の請願」と補助税法案を結びつけることが受け入れられた時のみ、「われわれは一致して進み速やかに（国王に）供与を与えよう」と言った。庶民院は、「権利の請願」（救済）をわずかばかり早く提案し、それから補助税法案を第2読会に回した。⁵⁶⁾

「権利の請願」に対するチャールズの最初の対応は、誠意あるものでなくはぐらかすようでもしかも傲慢なものであったため、「供与」と「救済」の「二人三脚」を進めていた議会の感情を逆撫でした。ここで議会の鬱積した憤懣が抑制を破り、バッキンガム公の失政批判というかたちで噴出した。議会は、バッキンガム公をスペインの代理人であると告発し、「われわれは古い友人（フランス・引用者）を失い、否裏切った」と非難し、レ島遠征とその敗北、そ

53) *PP 1628, II, pp.418-9*, (4月11日) .

54) *PP 1628, II, pp.430-1*, (4月12日, 14日) .

55) *PP 1628, II, pp.123, 125, 127, 134, 137, 139, 141-43* (4月28日) .

56) *PP 1628, III, p.571* (5月23日) .

の国内へのしわ寄せを責め立て、公を「苦情中の苦情である」とした。⁵⁷⁾ 補助税法案を通す雰囲気はなくなった。国王は、「権利の請願」を承認しなかったことで国王大権を無傷のままに守ったが、それはみずからの貧困をも「守った」のである。国王はここで折れ、6月7日に「権利の請願」を受諾することになった。⁵⁸⁾ 翌日、補助税法案は庶民院通過の動きを再開させ、6月16日には貴族院に上げられた。補助税をほぼ手中に入れた国王は、「権利の請願」の公刊にも同意し、補助税の確かな提供を議会に求めた。しかし、議会は補助税について最終の手続きをする前に、バッキンガムの戦争政策の過誤に対する抗議書をまとめた。⁵⁹⁾

戦時に国王は資金に困窮し「供与」を議会に要求した。「財布の支配」を有する庶民院は自ずと高飛車になり対価として「苦情の救済」を求めた。補助税法案成立の対価として「権利の請願」を突きつけた庶民院は、あろうことか同法案に貴族院のことを記していなかった。これは先例のないことであった。しかし庶民院は訂正することも拒否した。ナサニエル・リッチは、「庶民院は供与 (gift) を提案し、正しいと思われる供与は何かを検討した」が、貴族院はたんに合意しただけである、と抗弁した。⁶⁰⁾ ただ、庶民院の高姿勢は「財布の支配」を行使しようときだけで、補助税法案が成立するや否や庶民院は「シンデレラから下女に転落した。」⁶¹⁾ バッキンガムに関する抗議書をチャールズは受け取ったものの、補助税法成立後の両者の親密な姿を見て、庶民院はまたしても下女になり下がったことを思い知らされた。チャールズはどこまでもバッキンガムを庇ったのである。バッキンガムを除いたのは議会の弾劾ではなく士官フェルトンによる暗殺であった。

1628年3月に始まったチャールズ第三議会は、5つの補助税と「権利の請願」の「取引」を成功させ第一会期は6月に停会となった。同年8月にバッキンガムが暗殺され、翌29年1月に第二会期が開かれたが、国王と議会の対立は深まるばかりで29年3月にチャールズ第三議会は解散され11カ年の親政が始まる。その間の経緯はトレヴェリアンの見事な叙述に委ねたい。「(バッキンガムの死に) 一般民衆は慎みを忘れて大喜びしたが・・(寵臣を失った) チャールズはまもなく初めから失敗の運命にあったこの軍事計画 (= ラロッシュ遠征) を放棄し、その代わりに、厳しい財政切詰めによって、大嫌いな議会を開かずに治めてゆこうと努力し

57) *PP 1628,IV,p.115* (6月5日) .

58) *PP 1628,IV,pp.182,206* (7月7日、9日) .

59) *PP 1628,IV,pp.332-33,335-37* (6月16日) .

60) *PP 1628,IV,p.349* (6月17日) . 議会税が「庶民院によって譲与され、そして貴族院によって同意される」という慣行が次第に破られていき、王政復古期において「財政統制への参加からの貴族院の排除」がなされ、名誉革命期に「庶民院は今や『国王に議定費を譲与する権利は、憲法の本質的部分として、庶民院にのみ存する』(と主張されるに至った)。」佐藤芳彦、前掲書、79,151頁。

た。彼のこの意図は、一六二九年の庶民院との激しい争いによってさらに強まった。すなわち、議員たちは議長を議長席におさえつけて・教皇派とアルミニウス派ならびに不法なトン税、ポンド税——この両者は、当時の情勢のせいで、人々の心の中で同類として結びつけられた——に反対する有名な決議を成立させたのである。それから十一年間、議会は二度と開かれなかった。」⁶²⁾

小括

「(1620年代の)庶民院はまだ王権の対外政策に指図を与えるほど強くなっていたとはいなかったが、戦争の効果的遂行に対して脚をひっぱることが出来るくらいには強くなっていた。彼らは、課税権を失うまいと気を配らずにはおれなかったし、彼らの統制しえない軍隊に恐れを抱かないわけにはゆかなかったからである。ひとたび王権が、フランス王や、スペイン王のように、勝手気ままに臣下に課税しうる権利を確立するならば、それはたぶん、国外の成功の端緒になったかもしれないが、国内ではきっと議会の終焉になったであろう。」⁶³⁾トレヴェリアンがこのように言うように、1620年代の議会は、課税権を保持し、それを武器に外交戦争政策に容喙し、内政改善を求めた。供与と救済を楯の二つの中心のごとく一体的なものとしてとらえ、しかも「供与の前に救済」を引き出す姿勢を崩さなかった。ただ1621年の議会と1625年のロンドン議会において、例外的に苦情の救済を受ける前に供与の承認がなされた。1621年の場合は、(国王が言論の自由の確認という救済をした後のことであったが)議会自身がファルツ問題に熱心だったからであり、1625年ロンドン議会の場合は、ペストが流行し議員自身が身の危険を感じたことが供与と救済の順序を逆転させた。1625年のオックスフォード議会と1626年の議会は、救済を引き出すことができなかつたので、議員は「供与の前の救済」の原則に頑なに固執し供与を拒否した。ただ、議会在が救済を引き出しえなかつたダメージは、財政逼迫にある国王が供与を逃すというダメージと裏腹の関係にあった。供与の前に救済を受けるための議会の努力は決して奇異な徒勞でなく、1624年には国王との取引の中で独占禁止法などの大きな成果を上げ、1628年には「権利の請願」を受理させている。⁶⁴⁾この時ダッドリ・ディッ

61) Cogswell, *op.cit.*, p.299.

62) トレヴェリアン、前掲訳書、122頁。Treveryan, *op.cit.*, pp.460-1.

63) トレヴェリアン、前掲訳書、121頁。Treveryan, *op.cit.*, p.460.

64) チャールズ一世の「権利の請願」回避について次を参照。Reeve, *op.cit.*, n.67; R.Foster, 'Printing the petition of right', *Huntington Library Quarterly*, XXXVIII(1974).

グスは、「それによって供与する権限を持つ輝かしい基本的権利（を確認しえたこと）」を誇りとする述べた。⁶³⁾「権利の請願」によって「財布の支配」の再確認がなされ、爾後、それは供与に先行して苦情の救済を得る根拠となった。1621年議会でモアが語った「エサウとヤコブの寓言」は決して非現実的なものではなかったのである。

庶民院の「輝かしい基本的権利」行使の最高のもは戦争への財政協力の拒否であった。ただ、議会在戦費供与に容易に応じなかったのは、戦争を忌避する「平和主義」に立っていたからではなく、財政的協力の見返りとしての苦情救済に拘ったからである。

1621年・24年・25年の供与の場合、供与が不十分であったとしても責められるは議会の吝嗇とともに国王政府側が然るべき見積に基づく正当な要求をしなかったことも一因であった。また、1621年議会在戦費供与に積極的であったが、第二会期で拒否したのは「供与の後に救済する」という国王の約束に不信を持ったからである。1624年議会在供与に種々の条件を付けたのも苦情救済先行論を保持していたからである。1625年オックスフォード議会在1626年議会在補助税法が不成立に終わったのは、これもまた議会在悪弊改善・苦情救済という選挙民への義務に忠実だったからで、苦情救済を引き出すことなく財政法案を通すことは「反大権」の放棄を意味したからである。1628年の議会在嫌ったのはバッキンガム公の拙劣な戦争指導であり、公の排除こそが先行すべき救済をなしていた。暗殺による排除は「権利の請願」と補助税の「取引」の道を開いた。

1621年から28年の7年間に庶民院が承認した補助税は12、1/15税は3であった。1626年に国王が頑ななバッキンガム擁護をしていなければ、この数は16と6に増えたであろう。これだけの資金を提供する用意のあった議会在厭戦主義や敗北主義という非難を浴びせることはできない。議会在授与した戦争資金でもって大陸での戦役で栄誉ある戦果を挙げえなかったことの責任は、戦費供与を「出し渋った」議会よりも拙劣な戦争指導に終始した国王政府とりわけバッキンガム公にあった。このようにコグスウェルは見ている。⁶⁶⁾

ラッセルの主張の第1は、1626年議会在見られるように、救済（バッキンガム罷免）の先行に固執し結局供与を行わなかったことは議会在にとって自滅的であった、すなわち救済への固執が超議会的収入策（強制公債）を国王に採らせることになり、議会在の存在を危殆に陥れた、というものである。しかし、超議会的収入策である強制公債は戦費調達手段として十分ではなく

63) トレヴェリアン、前掲訳書、121頁。Treveryan, *op.cit.*, p.460.

64) チャールズ一世の「権利の請願」回避について次を参照。Reeve, *op.cit.*, n.67; R.Foster, 'Printing the petition of right', *Huntington Library Quarterly*, XXXVIII(1974).

65) *PP 1628,II,84* (3月24日).

66) Cogswell, *op.cit.*, p.301.

政治的コストも高価であり、やはり議会税が財源として不可欠であった。⁶⁷⁾ ラッセルの第2の主張は、1621年議会第一会期に見られるように、供与要求に唯々諾々と応じ救済を執拗に要求することがなかったことは、議会が「財布の支配」を行使しえずみずから「消滅の道」を進んでいった、というものである。ラッセルは、1621年の議会は大陸の危機への関心と戦意が低いのに救済なき供与を承認したと考えているが、実際はファルツ問題への議会の関心が強いからこそ例外的に救済先行の原則を蔑ろにしたのである。ラッセルは、救済に固執する頑固さも、「不甲斐ない」供与承認とともに議会の存在を希薄化させるものであったと考えている。救済固執と救済軽視という逆方向のものが、ともに議会消滅という同一の効果をもったというのである。しかし、21年の供与承認はファルツ問題に対する議会の強い危機感による例外であり、26年の救済固執に起因する強制公債という超議会的代替策はあまりにも高い政治的コストがかかって、逆に議会税の不可欠性を思い知らせた。やはり救済と供与は時に離間することはあっても本来的に切っても切れない一体性を持っていたのである。そう考えるとき1620年代の議会が一途消滅の道を歩んでいたとは考えづらい。1625年・26年・28年の議会が、抵抗力のない馴致されたものであったなら、救済と供与の伝統的順序が順守されることはなかったであろう。議会人は、その自由（特権）の楯となっている「供与の前の救済」という先例と伝統を護持して決して放棄することはなかった。「財布の支配」の堅持という先人が踏み均した道を進んで、決して議会の消滅を拱手傍観するようなことはなかった。

戦争と議会と課税は三位一体の関係にあり、1620年代はスペインとフランスの両国と同時に戦争をするというまさに緊急時であった。議会は緊急時の戦費調達に不可欠の機関であった。しかし議会税の供与には苦情の救済という「交換条件」が付きつけられた。非商人的厚情か商人的取引かの違いはあっても、事実上「交換条件」であったことは間違いない。国王はそれを避けるため議会税に代わる収入の模索をした。財政封建制と一括される超議会的収入策（後見権・徴発権の発動、付加関税賦課、船舶税賦課・フォレスト改革、強制公債など）には収益を上回る政治的コストがかかった。1620年代の戦争の10年間に、「自らを支える確実で良い方法を他に持っていないイングランドの王は、それを議会によって行わねばならない」という国務卿コンウェイのことは覆すものはなかった。ただ、国王財政に不可欠の議会の存続は、「供与の承認の前に苦情の救済を」という伝統的原則の順守を要件としていた。

67) Russell, 'parliamentary history', pp.10-11; idem, *Parliaments*, pp.237,347. 1621年に、リチャード・スペンサー(1553-1624年)は、「(危機にあつて議員は)議会の自由(特権)を固守するかあるいは田舎で静穏に暮らすであろう」言っている。Cogswell, op.cit., p.301. 「供与の前の救済」を厳守するか、それがかなわなければ議会を去ると言っており、租税収入を失う国王政府は超議会的収入を模索せざるを得なくなる。

1620年代は戦争の10年であり、戦費を議会税に依存するため国王と議会の二元的並立体制 *Dominium Politicum et Regale* がとられた。先行する10年代と後続の30年代はともに平時であり、ともに親政 *Dominium Regale* が敷かれた。親政期には議会に依存しない収入を模索する財政封建制がとられた。しかし戦時になれば、反発ばかり大きく収益が少ない財政封建制では対応がかなわなかった。ジェームズ一世の親政を終わらせたのが、対スペイン・フランス戦争であり、チャールズ一世の親政を終わらせたのが、対スコットランドの主教戦争であった。しかし戦費調達機関としての議会は、戦争課税に唯々諾々と応ずることはなかった。「供与の承認」の見返りとして「苦情の救済」を執拗に要求した。

戦時の1620年代の議会は、二つの動かしがたい事実の確認を遺産として残した。その第1は、議会的租税が戦時の国王財政にとって不可欠であること。第2は、その議会は、供与の前の救済という原則に拘るものであること。この2点であった。こうしたことを背景に王党派議員フランシス・キナストンは1628年の議会会期後「これまでの議会の真の代表」なる文書を著して、1620年代の議員に対して、非力さや従順さではなくその凶太さを非難し、国王の迅速な財政支援を求める正当な訴えに即応しない姿勢を批判した。「資金供与 (Gift of Moneys) は (議会で) 取り上げる必要のある最後のものでなければならない。というのは補助税が一旦承認されると議会で他のことを議論することが最早望めないから」とする議員らの「従順さの程度を知るのはむつかしくない」と慨嘆した。さらにキナストンは、「貢献と返報という対等の条件で国王と交渉しようとする」議員たちを回避するためには、国王が「自らを (議会による) 資金への絶対的な依存 (necessities) から解き放す」ことが最良の策であると言い切った。⁶⁸⁾ これは、供与と救済の「商人的取引」を求める庶民院の強さを難じつつ、1629年から11カ年の親政を予告し、強制公債の苦い経験に懲りることなく、「財布の支配」からの離脱、すなわち財政封建制の遂行を展望するものであった。

1629年、「財布の支配」に服するかそれから離脱するかという選択において、チャールズは後者を取った。その後の11年間、フォレストの財政的活用や船舶税の賦課など前期ステュアート朝にとって致命的な財政政策、すなわち財政封建制による超議会的収入の追求がなされた。しかしスコットランドでの情勢が緊迫化したため、国王は11年ぶりの議会召集を強いられた。「以前の議会 (Assemblies) における以前の苦い経験 (discouragements) のすべて」を棚上げにして議会依存を再開するほかなかった。⁶⁹⁾ 11年の歳月は、議会人に「供与と救済の

68) Cogswell, ibid., p.302. cf., Casare Cuttita, 'Sir Francis Kynaston: The importance of the Nation for a 17th century English royalist', *History of European Ideas*, vol.32.2, (2006), pp.139-161.

69) *Proceedings of the Short Parliament of 1640*, (ed.) E.Cope (1977), p.116 (1640年4月13日) .

一体性原則」を忘失させることはなかった。国王側から、供与を先行させて救済論議は次の会期で行うという1621年の先例と同様の提案がなされたが、庶民院は「供与の前の救済」の原則を盾に提案を拒んだ。「苦情の救済の前に補助税法案を通せば、地方はそれに合意しないであろうし、われわれに酷い対応をするであろう」（ハーボトル・グロムストン）。「国王がわれわれに（国王を信用させる）ことができるなら、われわれは国王を信用しよう。よって苦情の決着が（供与に）先行しなければならない」（ジョン・ストラングウェイ）⁷⁰⁾ 短期議会におけるこのような議員らの発言は、「救済と補助税はヤコブとエサウのような双子のように手に手を取って進むべきである」という20年前のモア議員の提言が脈々と継承されていることをうかがわせる。

1610年の「大契約」の際も苦情の救済と供与の承認の関係が重要な論点であった。この時は供与と救済のいずれが先行すべきかという論点に加え、両者の価額が等価か否かも問題となった。さらに決定的なこととして、経常費を賄うべき「国王私財」の一部（後見権・徴発権）を廃棄するという救済の対価として、本来非経常費を賄うべき議会税を恒久的に承認することの憲法的疑義が問題であった。結果として、「供与の承認」ならぬ「歳入の承認」が混合王政の憲法の基幹を毀損するとして国王・議会とも「大契約」から身を引いた。もしこれが実現しておれば、混合王政はその安全弁を突き破って、絶対君主制か制限君主制かのいずれかへ転成したであろう。二元的国家は二種類の一元的国家のいずれかに転成したであろう。1610年には、国王と議会がともにこの転成を恐れ二元的国家に踏み止まった。

1620年代の議会において救済が求められた「苦情」は、対スペイン戦争や独占禁止法やバッキンガム公排除や「権利の請願」承認などであった。これらの救済は、「大契約」において求められた、後見権・徴発権の廃棄とは趣が異なっている。それは「国王私財」という恒久的収入源の一部の放棄であって、そのため対価として求められたのは一回的な議会税ではなく恒久的議会税であった。これに対して20年代の議会に求められたのは、反憲法的な恒久的議会税ではなく一回的議会税であった。それは戦時における戦費課税の要求で、伝統と憲法に則ったものであった。しかし、反憲法的にあらざる財政協力の要請にも、20年代議会は唯々諾々と応ずることはなかったのである。「財布の支配」を武器とし、「供与と救済の一体性」を主張して、「商人的取引」と見なされる交渉を国王に迫った。近世における君主国家の中央集権化は、身分制議会という中間権力の不甲斐ない一方的な退場をもたらしたのではなく、その執拗な逆動力の抵抗とせめぎ合う双方向的動きの中で進んだ。供与と救済を結びつけることが強力な政

70) *ibid.*, p.171 (1640年4月23日)。

治的梃子となることを忘失することがなかった20年代議会は「遅延する死亡」ではなく「継続する健康」を保持していたのである。⁷¹⁾ 衰微の危機にあったのはむしろ国王であった。「財布の支配」を有する議会との「商人的取引」を忌避すれば、国王は戦争遂行がかなわなかったのである。

1620年代の5度の議会の経験は、議会が「消滅への小道」を歩むだけの馴致された存在ではなく、伝統的な「財布の支配」を堅持する頑固な存在であったことを示している。それは30年代の親政・無議会の11年を経ても変わることはなく、40年代の政治変革の起動因となった。20年代議会は、議会課税協賛権という国王自活原則とともに「財政の中世的二元主義」の基幹をなす古い権利を墨守し通し、図らずも「内乱への王道」を歩んだとすることは間違いではない。

71) 酒井、『混合王政と租税国家』(弘文堂、1997年)、81頁。J.D.Alsop, 'Innovation in Tudor Taxation', *EHR*, 99 (1984), p.92.

Summary

‘The power of the purse’ of the parliaments in 1620s’ England …The intimacy of the redress of grievances and the grant of supply…

In 1620s’ years’ England, parliament had met five times in order to have money for the war with two Catholic states(Spain,France). Indeed, these parliaments were never reluctant to supply money, but they insisted ‘the grant of supply’ and ‘the redress of grievances’ should be intimate and the latter should precede the former. Consequently, the negotiation between king and parliament must often be deadlocked. After 1626’s collapse,the forced loan,the extra parliamentary income, had been attempted ,but it had never been successful,because of its high political cost.The failure of the forced loan taught the indispensability of parliamentary tax, and king’s reliance on its ‘power of the purse’ .The reliance on ‘the power of the purse’ meant that king should redress the grievanves in return for the supply .The typical example was ‘the Petition of Rights’ in 1628. After all,it was difficult to claim that 1620s’ parliaments had gone on ‘the low road to extinction’ , instead they had preserved ‘the power of the purse’ persistently.